

税外未収金の一元的徴収業務の実施状況について 【税外未収金の共同管理について】

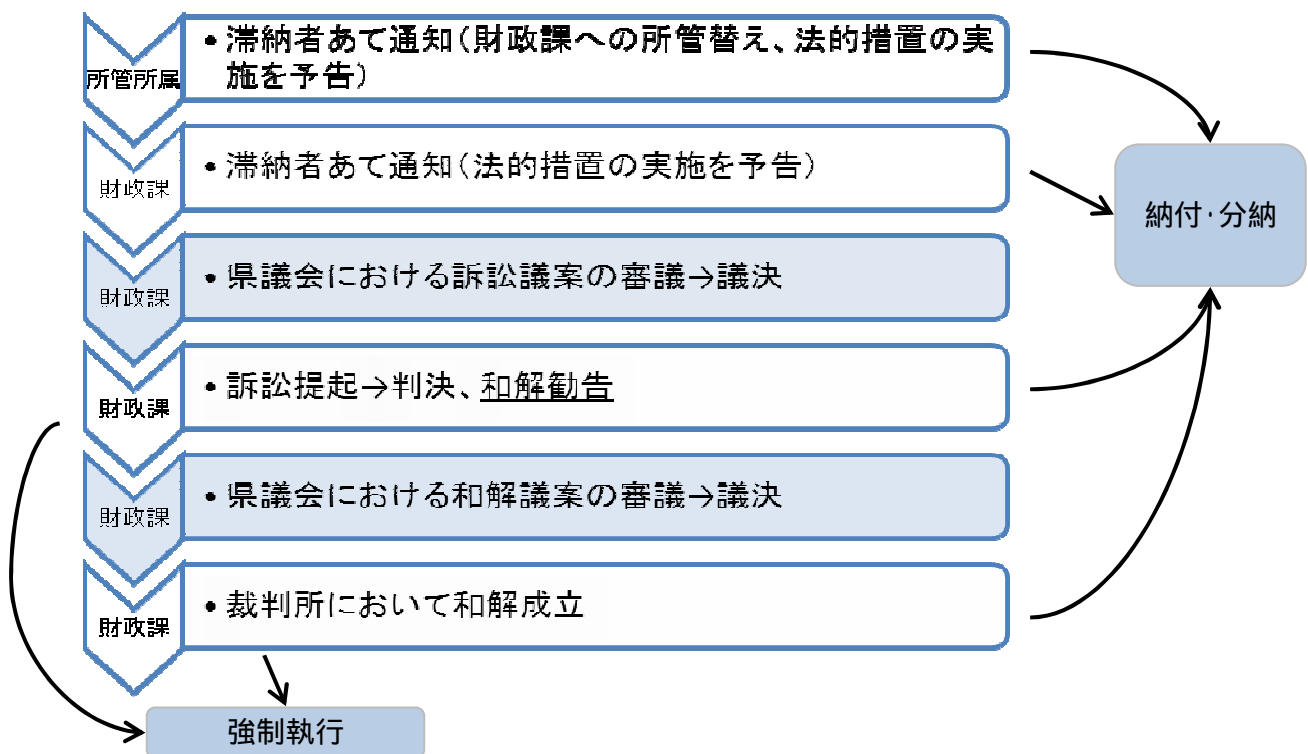
1 共同管理の概要

集中整理期間：H24～26年度

民事訴訟法に基づく支払督促、訴訟等の法的措置を前提として徴収する滞納事案を未収金所管所属と財政課の共同管理とし、徴収業務を一元化する。

現在、共同管理している5所属8事業90事案のうち、支払いに応じない3所属4事業11事案について、請求訴訟を提起の手続きを進めている。

2 共同管理の流れ



3 共同管理事案の処理状況 (H24.8月～)

上段：件数(件) 下段：金額(円)	対象事案 + + +	完納/収納済	分納誓約書 受理	分納手続中	H24.12.7現在 支払に応じない者	
					訴訟対応	調査継続等
看護職員 修学資金等	11 6,942,486	2 2,635,548	7 3,172,759	2 1,134,179	0 0	0 0
母子および寡婦 福祉資金等	19 3,426,115	3 592,264	7 928,573	4 715,588	3 391,846	2 797,844
高等学校授業料	5 226,520	0 3,000	1 18,920	1 69,100	2 107,100	1 28,400
高校奨学資金	35 8,894,400	5 586,400	15 2,859,500	6 2,097,500	6 2,239,000	3 1,112,000
非強制徴収公債権 ・私債権 合計	70 19,489,521	10 3,817,212	30 6,979,752	13 4,016,367	11 2,737,946	6 1,938,244
未熟児養育医療 負担金(強制)	20 481,777	1 69,480	1 20,000	2 35,947	-	16 356,350
合計	90 19,971,298	11 3,886,692	31 6,999,752	15 4,052,314	11 2,737,946	22 2,294,594

11月議会訴訟議案提出

4 11月定例会の訴訟案件の概要

議案番号	債権の名称	件数	請求額(円)
議第177号	滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金	1	41,700
議第178号	滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金	2	350,146
議第179号	滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金	2	107,100
議第180号	滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息	6	2,239,000
合 計		11	2,737,946

請求額は元金のみ。延滞違約金、違約金等は法令規則に基づき10.75%を請求する。

5 他府県の状況

全庁的な連絡会議や所管所属への指導・助言を行う部署を設置している都道府県は多数あるが、その中でも以下の4都府県では、訴訟等の法的措置を含んだ一元的な徴収業務体制を整え、積極的に取り組んでいる。

	担当部署	訴訟専決	備 考
東京都	主税局徴収部 徴収指導課	3000万円 以下	H16～19に実施済み。 現在は、財務局主計部財政課が所管所属への指導・助言を行っている。
大阪府	総務部税務室税政課 (債権特別回収・整理グループ)	支払督促から 訴訟へ移行した 場合のみ	平成23年4月から徴収業務を開始。 支払督促予告書を発付し、支払いに応じ ない者に対する支払督促を簡易裁判所へ申 し立てる。 弁護士の非常勤嘱託職員あり(週1日勤 務)
香川県	総務部税務課	支払督促から 訴訟へ移行した 場合のみ	平成20年10月から徴収業務を開始。 支払督促予告書を発付し、支払いに応じ ない者に対する支払督促を簡易裁判所へ申 し立てる。
滋賀県	総務部財政課 (公有財産・債権回収支 援担当)	な し	平成24年8月から徴収業務を開始。 民事訴訟法に基づく法的措置の予告書を 発付し、支払いに応じない者に対して訴訟等 を行う。

県営住宅に係る家賃等の支払いまたは明渡しの請求に関する訴えの提起、和解および調停については、地方自治法第180条に基づき専決処分の対象となっている。